

平成30年度横浜市総合教育会議の開催と 新たな横浜市教育大綱の策定について

平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度横浜市総合教育会議を開催しました。

総合教育会議での協議の結果を踏まえて、市長が新たな「横浜市教育大綱」を策定し、公表しました。

1 開催概要

- ・日 時：平成30年8月27日（月）午前11時から12時まで
- ・会 場：ワークピア横浜
- ・出席者：市長、教育長、教育委員5名
- ・同席者：副市長4名、関係区局長11名
- ・市 会：こども青少年・教育委員会委員5名
- ・傍聴者：10名
- ・内 容：
 - (1) 新たな横浜市教育大綱について（協議事項）
 - (2) いじめ重大事態に関する再発防止策の進捗状況について（報告事項）

2 新たな横浜市教育大綱について

(1) 教育委員・教育長の主な意見（要旨）

- 「東京2020オリンピック・パラリンピック」はオリンピズムの根本原則を学び、障害者スポーツの体験を通じ障害者への理解を深める機会となってほしい。
- 教員の教科の専門性と学校のマネジメント力の向上のため、教員の修士号取得に向けて、市内の大学と提携した横浜独自の取組を考えてもよいのではないかと。
- 働き方改革プランの取組成果が表れてきている一方で、横浜市が全国に誇れる研究活動が縮小されていくのではないかとという危惧も感じている。教育センターは学び続ける教員の養成のために必要である。
- 「誰もが社会で活躍できるための学びの保障」を重点方針に明確に記述した点は市として一歩進んだ印象を受けた。最近、読み書きの重要性を再認識している。家庭の状況等により差が出ないように、家庭や地域と連携して、社会全体で子どもを育てていくことが必要だ。
- 大綱案に医療との連携が明記された。医療ケアが必要な子どもも、楽しく学びを得られるような環境整備を横浜としても進めていければと思う。
- 新学習指導要領への対応や、いじめや不登校などの課題、日本語指導や医療的ケアを必要とする児童生徒など対応していくには学校現場での人員や予算が必要。学校施設の老朽化が進んでおり、建替えを計画的に進めていきたい。
- 学校の特別教室の空調設置については次年度に完了するが、まだ空調が設置されていないその他の部屋についても、今後検討が必要だ。

(2) 市長の主な意見（要旨）

- 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」などはオリンピズムを知る大きなチャンスであり、ホストタウンとして、諸外国と学校との交流も教育委員会で進めてほしい。
- 教員の資質向上のための大学院派遣について、授業料負担のあり方や派遣中の代替教員の配置の課題等があり、ご意見をいただきながら前に進めていきたい。
- 新たな教育センターについては是非ともつくりたいと考えており、教育委員会と共に検討していきたい。
- 子どもの学習支援をしっかりと行っていきたい。特に子どもの貧困対策は非常に大切であり、学校、区役所、地域が連携して取組を進めたい。
- 医療的ケアを必要とする児童が、在籍する小学校で看護師によるケアを受けることができるよう、予算を計上した。医療・福祉・教育分野の支援について、専門的な相談・調整を総合的に行う「医療的ケア児・者等コーディネーター」の養成をしっかりと行う。
- 学校には空調が設置されていない部屋がまだある。しっかりと調査・検討していきたい。

3 いじめ重大事態に関する再発防止策の進捗状況について（報告事項）

(1) 教育次長より学校の取組の現状について報告

- 平成 29 年度のいじめの認知件数が前年度に比べて約 2 割増加した。これは、いじめに対する正しい理解が研修を通して、教職員に浸透したことなどが要因として考えられる。
- 学校では、「学校いじめ防止対策委員会」を組織として機能させることで、いじめの未然防止、早期対応、早期解決につなげている。
- 小学校の児童支援専任教諭については、本市独自の制度として配置しており、いじめの組織対応の要として大きな効果をあげている。一方で、児童支援専任教諭が学級担任を兼務しなければならないケースも出てきており、早期に児童支援専任教諭の授業時間を軽減するため配置してきた非常勤講師を、常勤職員へ切り替えていく必要がある。

(2) 市長の主な意見（要旨）

- 児童支援専任教諭の後補充の非常勤講師の常勤化については、しっかりと進めていきたい。また、定数化については、国に対しても強く訴えていきたい。
- 教育委員会には引き続き、再発防止策に掲げている 8 項目 34 の取組をしっかりと進めてもらいたい。

4 新たな「横浜市教育大綱」の策定について

- 新たな「横浜市教育大綱」については、9 月 4 日（火）に市長が策定・公表しました。

横浜市教育大綱

平成 30 年 9 月

はじめに

平成 27 年 9 月に「横浜市教育大綱」を策定してから 3 年が経ち、このたび、新たな「横浜市教育大綱」を策定いたしました。

この間、国においては、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育に関する議論が尽くされ、本年 6 月には、「教育振興基本計画」が閣議決定されました。

横浜市としても、教育大綱の理念に沿って、子ども達の豊かな心を育み感性を磨くことができるよう、文化・芸術やスポーツなどで本物に触れる機会の創出に積極的に取り組むとともに、教職員が最大限に力を発揮できるよう、専門スタッフの配置や教育環境の整備などに、着実に取り組んできました。一方で、いじめや不登校など、教育課題の複雑化が進み、個別の支援や指導が必要な子ども達が増えています。

横浜の子ども達には、人を思いやる優しさと豊かな感性を伸ばし、グローバルな視野を持って持続可能な社会の実現に向けて行動し、自立して生きていく力を養ってほしいと願っています。この新たな「横浜市教育大綱」は、私が大切にしている教育に対する考えを、教育委員会と共有しながら、「横浜教育ビジョン 2030」との整合性を図って策定しました。

今後とも、子ども達一人ひとりの状況に応じた教育をしっかりと進めていくとともに、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ 2019™」、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」の開催など、横浜ならではの機会を生かした教育にも力を注ぎます。また来年、開港から 160 年を迎える国際都市として、多様性を尊重し、共生する力を育みます。

子ども達は、横浜の未来を創る、社会の希望です。横浜の子ども達一人ひとりが幸せに生き、社会で活躍できるよう、社会全体で育てていきましょう。

平成 30 年 9 月

横浜市長 林 文子

目 次

第 1 章 基本理念 ～未来を創る“横浜の子ども”の成長にあたって～ 1

第 2 章 重点方針 ～社会全体で進める横浜の教育～ 2

横浜市教育大綱は、本市の教育に関する総合的な施策の目標や方針として、国の教育振興基本計画を参酌し、「横浜教育ビジョン 2030」と整合を図り、策定しました。

大綱の実現に向けて「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」に掲げた施策を推進していきます。

〔対象期間〕

平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの 4 年間

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項

「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

第1章：基本理念 ～未来を創る“横浜の子ども”の成長にあたって～

横浜の子ども達が健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に社会と関わり、自らの役割と責任を果たせるよう、次に掲げる3つの理念を重視しながら、横浜の教育を進めていきます。

人を思いやる優しさと豊かな感性

人とのつながりを大切にするとともに、他人の考えや多様な価値観を尊重することができる心と、共に支え合う態度を育みます。

【将来の姿】

- いじめを許さず、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる
- 文化・芸術などに親しむ機会を通して得た、豊かな感性を大切にする

グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力

地域や社会をよりよくすることを考えながら、開港の地・横浜の進取の気風のもと、世界の人々と積極的にコミュニケーションを取り、多様性を認め、協働・共生する姿勢を養います。

【将来の姿】

- 国際社会の中で、バランス感覚を持ちつつ、自ら挑戦する気概を持つ
- 横浜の歴史や伝統文化に対する理解を深め、様々な国の人々と理解し合い協働できる

自立して生きていく力

複雑化・多様化する社会の中で、主体的に考え、意欲的に学び続けながら、社会の一員としての役割と責任を果たすために必要な力を育みます。

【将来の姿】

- 自らの健やかな体をつくるとともに、夢や希望、目標を持ち、それに向けて努力し、学び続ける
- 自分自身が社会で何ができるかを考え、互いに助け合いながら、困難の解決に向けて行動できる

第2章：重点方針 ～社会全体で進める横浜の教育～

全ての子ども達が、持続可能な社会について考えを深めながら、未来の創造に向けて、生き生きと活躍できるよう、社会全体で横浜の子どもを育みます。

重点方針1 まち全体で子どもを育む教育の推進

- 家庭・地域・学校が子どもの成長に向けた目標を共有し、連携・協働して子どもの成長を支えます。
- 幼児期から社会的自立までの子どもの成長過程におけるつながりを大切にしながら、未来を創る横浜の子どもを育みます。
- 学校と区役所、児童相談所、地域療育センター、医療、警察等の関係機関が協力・連携し、支援が必要な子ども・家庭に対し、切れ目なく対応していきます。

重点方針2 横浜ならではの資産を生かした多様な教育機会の創出

- 学校にアーティストを派遣する芸術文化教育プログラムのほか、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ2019TM」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」等を契機とした様々な取組を通して、身近な場所で子ども達が本物に触れ、豊かな感性や創造性を育む機会を創出します。
- 国内外から人々が集うグローバルMICE都市として、国際的に活躍する人材との交流から生まれる学びや、横浜を訪れる外国の方々とのコミュニケーションなどを通じて、世界に開かれた心を育む機会を創出します。
- 地域コミュニティの核となる商店街や、環境・健康など成長・発展分野に挑戦する企業の協力を得た体験型学習などを通じて、子ども達が職業観や自分の将来の姿を思い描く機会を創出します。

重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり

- 老朽化した学校施設の建替えを進め、子ども達が安全で安心して快適に学ぶことができる教育環境を整えるとともに、グローバル化や技術革新が進んだ新時代の到来を見据えた教育を行うことができる環境づくりを進めます。
- 学校と家庭、地域、企業等が連携して、運動に親しむ機会の創出や食育の推進に取り組み、子ども達が運動と食事、休養のバランスのとれた生活を送ることができる環境づくりを進めます。
- 教職員が誇りや情熱、やりがいとともに、心身ともに健康で生き生きとした姿で働くことができるよう、教職員の働き方改革を進めるとともに、教員が自ら学び続けられる環境を整えます。

重点方針4 誰もが社会で活躍できるための学びの保障

- 家庭の経済状況等に左右されることなく、子ども達が将来の可能性を広げ、就学の機会や就労の選択肢が狭まることのないよう、学びや成長を支える支援を行います。
- いじめや不登校などの課題が複雑化・多様化するとともに、障害のある子どもへの特別な支援や日本語指導が必要な子どもが増加する中、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を進めることが求められており、専門家をはじめ、様々な人材がチームとして子どもを支えます。



平成 30 年 9 月 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1

電 話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sougoukyouikukaigi/h30.html>